

## 埼玉県ミニバスケットボール連盟南部地区慶弔規定

第1条 この規定は、埼玉県ミニバスケットボール連盟南部地区理事及び過去永年にわたって地区運営の発展のために寄与した者（以下、「役員」という）の慶事・弔事について必要な事項を定める。

第2条 第1条にあげられた役員についての慶弔額については次の通りとする。

- 1 役員本人が結婚・配偶者等が出産した場合 祝電
- 2 役員本人が死亡した場合 香典料 10,000円 及び 花輪又は生花
- 3 役員本人の配偶者、同居の家族が死亡した場合 香典料 5,000円 及び 花輪又は生花
- 4 役員本人が傷病（病気・怪我）で3ヶ月以上入院した場合 3,000円  
※同居の家族とは、血族・姻族とも1親等までとする。

第3条 この規定による慶弔に対しては、一切返礼はなしとする。

第4条 補足

- 1 慶弔規定に該当するかどうかで話合う必要が生じた場合は、その都度、地区責任者、地区副責任者が会議で審議、決定する。
- 2 本規定は、2015年度地区総会にて承認を受けた後、同年4月1日より施行する。